

平成25年(ワ)第3230号 未払賃金等請求事件

原告 田植重男

被告 (株)NTTフィールドテクノ

原告第5準備書面

2014(平成26)年7月16日

大阪地方裁判所第5民事部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 森 博 行



同 小 谷 成 美



頭書事件について、被告準備書面(6)の主張に対し、下記のとおり反論する。

記

- 1 被告は、今回新たに、原告に関して作成した「平成23年上期テレコン工事実績一覧」(乙8)を証拠提出し、これに基づき、①効率的に工事を実施していない日がこれまでの主張以外にも何日かあること、②テレコン業務及び光離反抑制業務以外の社有車の利用が約20回あることから、「効率性に問題があるばかりか、時間的余裕があるにもかかわらずスキル承継、スキルアップの姿勢、他施設への取り組みも見受けられず漫然と業務に取り組んでいた等の事情に鑑みれば、質的側面において期待し要求する程度を下回るものであったことは明らかである」と主張する。
- 2 そこで検討するに、まず、平成23年上期における原告の業績評価に関し、果たして本当に、乙8でまとめられたテレコン工事実績が評価の対象となっていた

のかが問題である。

被告の人事評価制度によると、「上期までに達成した成果・業績の共有化及び下期への課題等について認識合わせ等を行うために」、上司と社員との間で中間面談を行うこととされており、具体的には、「まず、社員本人が達成した業績について説明し」、「その後で、上司が自分の見方や考え方を加え、実際はどうであったかを確認し合い、達成した業績を明確化」することになっている（乙5・38頁）。

ところが、平成23年上期の原告の業績に関し高岡課長との間で行われた中間面談において、同課長は、原告の上期におけるテレコン工事实績のことを指摘することも、原告が達成した業績についてコメントすることもなく、ただ、「田植さんは販売がゼロだったのでI評価にしました」と述べただけであった。つまり、実際には、原告のテレコン工事实績のことが本件評価の判断対象にされた事実などないのであって、乙8は後付けの証拠でしかなく、証拠としての価値はないというべきである。

- 3 次に、テレコン工事の効率性は、果たして本当に、被告が述べるように業績の質的側面における問題といえるのかである。

この点、被告の人事評価マニュアルは次のように解説している。

「業績の量的側面とは、会社業績の向上に向けた販売量、作業量、迅速性、効率性等の観点からみた貢献度のことを指します。具体的には、金額、伴数、数量等、いかに必要な業務量を達成したか、迅速に処理し期限内に完了したかなどが業績の量的側面にあたります。より具体的な評価指標を挙げると、受注額、販売額、販売支援額、販売数、利益額、業務処理量、件数、コスト削減、納期、業務の進捗度、スピードなどが該当します。どれくらいの資源を投入して、どの程度の成績を出したかを示す効率性は、結果として量を生み出し、利益に直結しますので、量的側面で業績を把握します。」（乙5・19頁）

これを読めば明らかなおおり、業務の効率性は、結果として業績を向上させ、会社の利益に直結するのであるから、量的側面の問題であって、質的側面で評価されるべき事項ではない、ということである。そして、原告の量的側面における

評価が「期待し要求する程度」(Ⅱ)であったことは被告も自認するところであるから(被告準備書面(1)6頁)、仮に百歩譲って、被告のいうとおり原告のテレコン業務の効率性に問題があったとしても、そのことは本件評価とは無関係というべきである。

- 4 さらに、被告は、原告の社有車の利用がテレコン業務及び光離反抑制業務以外に約20回あるというのであるが、その趣旨は、時間的余裕があったにもかかわらず、テレコン業務以外の業務に対する取組みが少ない、ということのようである。

しかし、この点についての被告の従来主張は、「テレコン業務以外の業務の取り組み量が少ないことは、質的側面に関するテレコン業務の効率性が低いという評価との関係で間接事実となる。その意味では、質的側面の問題ともなりうる」ということであり(被告準備書面(4)2頁)、結局のところ、本来業務であるテレコン業務の効率性の問題に帰着するのであり、これが量的側面の問題であって、質的側面で評価すべき事項でないことは上述のとおりである。

よって、上記主張も全く的外れというべきである。

- 5 以上のことから、被告の主張はことごとく失当である。

以 上